知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、 知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和6年8月16日

鹿児島県知事 塩田康一

刺し網(さわら流し網)漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン 数	推進機関の馬力 数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む者 の資格
さわら流網漁業	操業区域(別表の操業区域(刺し網漁業)をいう。以下同じ)の1	11月1日から4 月30日まで	定めなし	定めなし	17隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の2	11月1日から4 月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の3	11月1日から4 月30日まで	定めなし	定めなし	4隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の4	10月1日から4 月30日まで	定めなし	定めなし	7隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の5	10月1日から4 月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	志布志市の区域 に住所又は事業 場を有する者

(別表)操業区域

番号	操業区域
1	いちき串木野市(旧市来町に限る)、日置市、南さつま市(旧加世田市、旧金峰町に限る) の海岸線から沖合5,000メートルの区域
2	日置市(旧吹上町に限る)沖合5,000メートルまでの区域
3	南さつま市(旧加世田市、旧金峰町に限る)の海岸線から沖合5,000メートルの区域
4	肝付町火崎と宮崎県都井岬を結んだ線内の鹿児島県海域
5	志布志漁業協同組合共同漁業権区域内

許可の有効期間 令和6年10月1日~令和9年9月30日

申請すべき期間 令和6年8月19日(月)から同年9月10日(火)まで

刺し網(きびなご流し網)漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン 数		許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	温末で呂む白 の姿故
きびなご流網漁 業	操業区域(別表の操業区域(刺し網漁業)をいう。以下同じ)の1	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	2隻	出水郡長島町の 区域に住所又は 事業場を有する 者

(別表)操業区域

番号 操業区域

北さつま漁業協同組合(旧長島町漁業協同組合に限る)共同漁業権区域及びその沖合。 1 ただし、6月1日から7月31日までは共同漁業権外のみ、9月1日から翌2月末日までは共同漁業 権内のみの操業とする。

許可の有効期間 許可日~令和7年2月28日

申請すべき期間 令和6年8月19日(月)から9月10日(火)まで

小型定置網漁業

	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン 数	推進機関の馬力 数	許可又は起業 の認可をすべ き漁業者の数	漁業を営む 者の資格
小型定置網漁	小型定置網漁業	操業区域(別表の操業区域 (小型定置網漁業)の操業区域 をいう。以下同じ)の1	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	1人	定めなし
網漁業	小型定置網漁業	操業区域の2	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	1人	定めなし

(別表)操業区域

番号	操業区域					
1	点ア、点イ、点ウ、点工及び点アを直線で結んだ線によって囲まれた区域 点ア N 31° 46′ 24.9″ E129° 49′ 59.0″ 点イ N 31° 46′ 38.4″ E129° 50′ 10.6″ 点ウ N 31° 46′ 43.4″ E129° 49′ 51.6″ 点エ N 31° 46′ 26.3″ E129° 49′ 54.2″					
2	点ア、点イ、点ウ及び点アを直線で結んだ線によって囲まれた区域 点ア N 31° 48′ 07.2″ E129° 49′ 08.8″ 点イ N 31° 48′ 22.7″ E129° 48′ 52.0″ 点ウ N 31° 48′ 07.0″ E129° 48′ 44.1″					

許可の有効期間 令和6年11月10日~令和9年11月9日

申請すべき期間 令和6年9月2日(月)から同月30日(月)まで